

議案第 17 号

令和 3 年度狭山市一般会計補正予算（第 12 号）

補正予算別冊のとおり

令和 4 年 2 月 22 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和3年度狭山市一般会計補正予算（第12号）

令和3年度狭山市一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ856,660千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,356,675千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 法人事業税交付金		千円 60,000	千円 190,000	千円 250,000
	1 法人事業税交付金	60,000	190,000	250,000
12 地方交付税		2,692,820	868,012	3,560,832
	1 地方交付税	2,692,820	868,012	3,560,832
16 国庫支出金		12,717,776	53,621	12,771,397
	1 国庫負担金	6,651,642	3,344	6,654,986
	2 国庫補助金	6,035,790	50,277	6,086,067
17 県支出金		3,348,995	846	3,349,841
	1 県負担金	2,255,050	4,106	2,259,156
	2 県補助金	759,559	△3,260	756,299
19 寄附金		80,000	0	80,000
	1 寄附金	80,000	0	80,000
20 繰入金		3,075,976	△100,000	2,975,976
	2 基金繰入金	2,750,120	△100,000	2,650,120
22 諸収入		1,102,532	△519	1,102,013
	6 雑 入	557,670	△519	557,151
23 市 債		3,906,754	△155,300	3,751,454
	1 市 債	3,906,754	△155,300	3,751,454
歳 入 合 計		54,500,015	856,660	55,356,675

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 309,072	千円 △5,200	千円 303,872
	1 議会費	309,072	△5,200	303,872
2 総務費		7,488,836	1,166,010	8,654,846
	1 総務管理費	6,374,092	1,179,510	7,553,602
	2 徴 税 費	553,535	△8,500	545,035
	3 戸籍住民基本台帳費	385,766	△2,000	383,766
	4 選 挙 費	116,824	△500	116,324
	5 統計調査費	20,838	△2,500	18,338
3 民生費		25,242,334	69,467	25,311,801
	1 社会福祉費	11,908,409	70,289	11,978,698
	2 児童福祉費	11,008,784	△822	11,007,962
4 衛生費		4,915,576	△22,726	4,892,850
	1 保健衛生費	2,907,663	△22,726	2,884,937
6 農林水産業費		160,765	△340	160,425
	1 農 業 費	160,765	△340	160,425
7 商工費		705,730	△2,000	703,730
	1 商 工 費	705,730	△2,000	703,730
8 土木費		4,408,144	△89,460	4,318,684
	1 土木管理費	228,258	5,280	233,538
	2 道路橋りょう費	852,112	△7,773	844,339
	3 都市計画費	3,178,213	△86,967	3,091,246
9 消防費		2,215,673	△10,000	2,205,673
	1 消 防 費	2,215,673	△10,000	2,205,673
10 教育費		4,921,315	△249,091	4,672,224
	1 教育総務費	855,973	△35,737	820,236
	2 小学校費	971,200	56,806	1,028,006
	3 中学校費	718,251	△187,118	531,133
	4 幼稚園費	115,830	△3,000	112,830
	5 社会教育費	740,133	△16,542	723,591
	6 保健体育費	1,519,928	△63,500	1,456,428
歳 出	合 計	54,500,015	856,660	55,356,675

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	情報化推進事業	千円 6,930
3 民生費	1 社会福祉費	介護保険事業	89,853
4 衛生費	2 清掃費	一般廃棄物処理施設跡地利用事業	38,500
6 農林水産業費	1 農業費	農業委員会運営事業	160
8 土木費	1 土木管理費	開発指導事業	5,280
	3 都市計画費	入曽駅周辺整備事業（総合戦略事業）	24,700
		狭山市駅加佐志線整備事業	44,522
		笹井柏原線整備事業	82,312
10 教育費	6 保健体育費	スポーツ施設整備推進事業	73,151

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
入間川東小第一・第二学童保育室指定管理料	令和3年度から 令和7年度まで	千円 8,448
入間野小第一・第二学童保育室指定管理料	令和3年度から 令和7年度まで	5,280
御狩場小学童保育室及び新狭山小第一・第二学童保育室指定管理料	令和3年度から 令和7年度まで	11,088
奥富学童保育室指定管理料	令和3年度から 令和6年度まで	3,960
柏原小第一学童保育室指定管理料	令和3年度から 令和6年度まで	3,168
水富小第一・第二学童保育室指定管理料	令和3年度から 令和6年度まで	7,128
入間川東小・富士見小学童保育室分室指定管理料	令和3年度から 令和7年度まで	3,168
広瀬小学童保育室分室指定管理料	令和3年度から 令和5年度まで	1,848

変 更

事 項	区 分	期 間	限 度 額
山王小学童保育室指定管理料	補正前	令和3年度から 令和8年度まで	千円 106,912
	補正後	同 上	112,852

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
入曽駅周辺整備事業費	補正前	千円 571,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
	補正後	518,900	同上	同上	同上
中学校校舎等改修事業費	補正前	129,400	同上	同上	同上
	補正後	26,200	同上	同上	同上